

# 訪問看護管理療養費1 経過措置対象の 訪問看護ステーションの皆様へ 重要なお知らせ

**注意**



経過措置対象の訪問看護ステーションでは、10月以降、**訪問看護管理療養費1・2のどちらかを算定する場合でも 令和6年10月1日までに届出が必要です！**

7月1日

＜全事業所＞  
訪問看護管理療養費1または2の  
施設基準 届出期限

10月1日

＜経過措置対象事業所＞  
届出期限

5月	6月	7月	8月	9月	10月～
施設基準届出期間		(9月17日まで届出期間延長)			
経過措置期間					
全事業所で 1または2を 届出	訪問看護管理療養費1 (すでに管理療養費1の基準を満たしている場合)				
	訪問看護管理療養費1 (経過措置対象) (管理療養費1の施設基準を満たしていない場合)				
	<div style="border: 2px dashed red; padding: 5px;"> <p><b>！</b> どちらを算定する場合でも再度の届出が必要です！</p> <p>管理療養費1の基準を満たし、引き続き1を算定する場合は 利用者数等の実績を記載した上で <b>10月1日までに管理療養費1の届出が必要</b></p> <p>経過措置終了時点で、管理療養費1の基準を満たさない 事業所は、<b>10月1日までに管理療養費2の届出が必要</b></p> </div>				
	訪問看護管理療養費2				